

「タフ・すまいの保険 Jプラン」の3つのコンセプト



「頼れる」

高品質な商品・サービスでお客さまをしっかりと守ります。



「迅速」

お客さまへの対応を迅速に行います。



「優しい」

環境に配慮した活動や社会貢献にお客さまとともに取り組みます。

“TOUGH (タフ)” シリーズ商品ラインアップのご案内

3つのコンセプトでお客さまに「タフな安心を」お届けします。



迅速



頼れる



優しい



「タフ」TOUGH すまいの保険

充実した補償とサービスで、あなたの建物・家財などを守ります。

3つのコンセプトを実現する商品ラインアップでお客さまをしっかりと守ります。

「タフ」TOUGH タフな安心を、あなたに。



TOUGH
クルマの保険

充実した補償とサービスで、あなたのカーライフに安心をお届けします。



TOUGH
ケガの保険

日常生活中やスポーツ中、旅行中などのさまざまな事故によるケガを補償します。

「TOUGH」シリーズ商品の詳細は当社ホームページからもご確認いただけます。▶▶▶ [あいおいニッセイ同和損保](#)

※代理店・扱者により、上記商品をお取扱していない場合がございます。

保険に関するお問い合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101-101 (無料)

【受付時間】 平日 9:00～19:00
 土日・祝日 9:00～17:00
 (年末年始は休業させていただきます)

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただきます場合があります。

ご注意いただきたいこと

- このパンフレットは「タフ・すまいの保険 Jプラン」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券(ペーパーレス保険証券を選択したお客さまは「ご契約者さま専用ページ」ご利用方法のご案内(ハガキ))が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者にご連絡・訪問することがあります。
- 「タフ・すまいの保険 Jプラン」は、「すまいの火災保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 「タフ・すまいの保険 Jプラン」では、建物または家財の損害保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故で建物または家財の保険金額に相当する額となった場合、ご契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故で建物または家財の保険金額に達しないかぎり、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- 地震保険では、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。



このパンフレットは環境に配慮した用紙・印刷方法を採用しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C009870



VEGETABLE
OIL INK

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP
 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

あいおいニッセイ同和損保
立ちどまらない保険。
 MS&AD INSURANCE GROUP



すまい

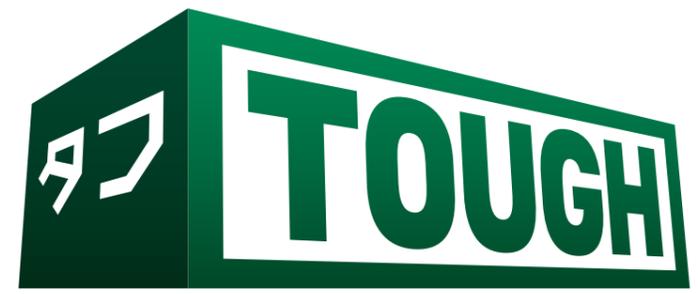
大切な「マイホーム」をお守りするさまざまな補償を
住宅新規購入オーナーさまに

すまいの火災保険・地震保険

令和元年10月以降保険始期用



住宅新規購入オーナーさま専用



すまいの保険

Jプラン

住宅購入者割引適用



MS&ADインシュアランスグループは、サッカー日本代表を応援しています。



「タフ・すまいの保険 Jプラン」は、ベルマーク協賛商品です。



住宅購入者の皆さまへ
すまいの安心をしっかりと守る
「タフ・すまいの保険」プラン

3つの魅力



魅力/
1 充実した補償

「タフ・すまいの保険」プランは
住宅購入者さま向けの火災保険です。
お客さまのニーズにあわせた補償の設計が可能です!

建物・家財の補償

05ページへ

すまいや家財のリスクは火災だけではありません。
火災はもちろん、風災や水災などの自然災害、盗難、破損、汚損等の
偶然な事故までしっかりと備えます(フルサポートプランの場合)。



地震保険

07ページへ

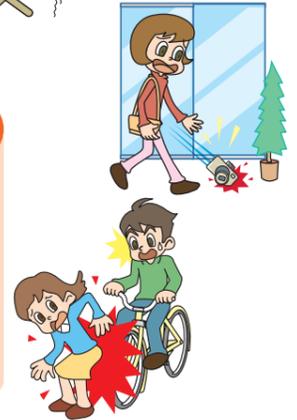
タフ・すまいの保険」プランの基本補償
では補償されない、地震や噴火、津波
などのリスクに備えます。



オプション特約

09ページへ

賠償責任の事故や一時的に持ち出した
家財の事故など、さまざまなリスクに備
えるオプション特約をご用意しています。

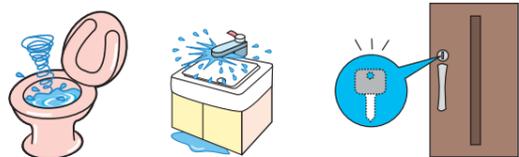


魅力/
2 頼れるサービス

21ページへ

“すまいの困った”にスピーディに対応する、頼れる無料サービスを
ご提供します。

すまいの現場急行サービス



水回りクイック修理サービスや玄関ドアカギ開けサービス

すまいの安心サポート



法律のご相談や税務のご相談

魅力/
3 安心の事故対応

26ページへ

万一、事故が起こった場合、24時間365日受付の「あいおいニッセイ同和損保
安心サポートセンター」やお客さま専用モバイルサービス「緊急ナビ」にて対応します。

安心の事故対応サービス



あいおいニッセイ同和損保
事故対応サービス
全力サポート宣言

お客さまにとっていつも「頼れる」存在を目指して
私たちは「迅速」で「優しい」事故対応サービスの実現に全力で取り組んでいます。

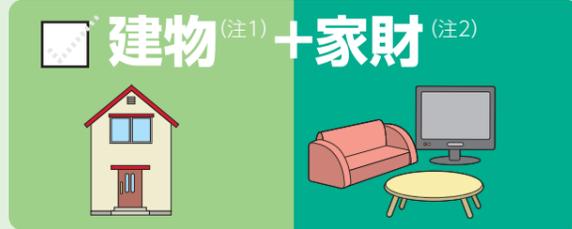
1. お客さまをお待たせしません!
2. すべてのお客さまへ親身な対応を行います!
3. “プロフェッショナルの安心”でお客さまをしっかり支えます!



ご契約までの流れ

「タフ・すまいの保険 Jプラン」のご契約までの流れと、ご検討にあたってのポイントを紹介します。

1 保険の対象となるものをご選択ください。



が選べます。

(注1) 専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所などを併設した居住用建物)をいい、作業場物件を除きます。また、建物の基礎および建物敷地内の門・塀・垣、物置、車庫その他の付属建物は、ご契約時に保険の対象に含めない旨のお申し出がない限り、保険の対象に含まれます。
(注2) 保険の対象となる家財は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容されるものに限ります。保険の対象に含まれないものについては、P22をご参照ください。

POINT 家具や電化製品、衣類等を補償するのは家財の火災保険です。建物のみのご契約では、家財に発生した損害は補償されませんので保険の対象に家財を追加されることをおすすめします。

建物+家財のセットのご契約
がおすすめです。



2 補償の対象となる事故の範囲を 5つのプランの中からご選択ください。

POINT さまざまな事故に備えることのできるフルサポートプランがおすすめです。火災はもちろん、盗難や水災などの事故や破損、汚損等の偶然な事故まで、さまざまなリスクをカバーすることができます。

05ページへ

3 地震保険のセットをおすすめします。



POINT タフ・すまいの保険 Jプランだけでは、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって発生した損害は補償されません。地震大国と呼ばれる日本において、避けることのできない地震等のリスクに備えて地震保険のセットをおすすめします。

07ページへ

4 オプション特約をご選択ください。



POINT 近隣の建物の損害の補償や、賠償損害への補償など、日常生活を取り巻くリスクへの備えとして、さまざまなオプション特約をご用意しています。お客さまのリスクの状況やニーズに応じてご選択ください。

09ページへ

5 ご契約条件をお決めください。



保険料のお見積りにあたって、保険金額(ご契約金額)、免責金額および保険期間(ご契約期間)などのご契約条件をお決めください。あわせて、建物の構造等をご確認ください。

11ページへ

6 頼れるサービスの内容をご確認ください。



すまいのトラブルにスピーディに対応する「すまいの現場急行サービス」、暮らしのトラブルや日常生活のお悩みに対応する「すまいの安心サポート」等、役立つ幅広いサービスをご用意しています。

21ページへ

お見積りをご確認ください。重要事項のご説明をご確認のうえ、ご契約手続きを行ってください。

建物・家財の補償

建物・家財の補償対象となる事故の範囲を5つのプランの中からご選択ください。

基本の補償 各プランごとに「損害保険金の支払対象となる事故の範囲」をご確認ください。

| | 建物 | | 家財 | |
|-------------------|--|---------|--|---------|
| | 事故の例 | 事故件数の割合 | 事故の例 | 事故件数の割合 |
| 1 火災、落雷、破裂・爆発 | 隣家が火災になり、自宅にも延焼してしまっ！ | 6.3% | 家の近くの電柱に落雷があったため、電化製品が壊れてしまっ！ | 15.5% |
| 2 風災、雹災、雪災 | 台風による強風のため屋根瓦や窓ガラスが壊れてしまっ！ | 55.6% | 台風による強風で窓ガラスが割れてしまっ、窓から風雨が吹き込み、室内の家具が壊れてしまっ！ | 4.5% |
| 3 水ぬれ | 水道管の破損によって、天井や壁紙が汚れてしまっ！ | 13.1% | 排水管の破損によって、TVが水を被って壊れてしまっ！ | 5.6% |
| 4 盗難 | 泥棒が家に侵入した際にガラスを割る等、建物に損害が発生してしまっ！ | 2.0% | 空き巣の被害にあい、電化製品を盗まれてしまっ！ | 12.4% |
| 5 水災 ¹ | 豪雨により土砂崩れが発生し、家が全壊してしまっ！ | 0.7% | 豪雨により床上浸水となり、電化製品が壊れてしまっ！ | 1.6% |
| 6 破損、汚損等 | ソファを移動して、窓ガラスを割ってしまっ！ 専用水道管が凍結により破損してしまっ！ | 22.3% | 子供同士が遊んでいてテレビにぶつかり、画面が壊れてしまっ！ | 60.4% |

※1 通常の使用において発生するすり傷等の外観上の損傷または汚損であって、その機能に支障をきたさない損害については補償されません。 ※2 窓や戸などからの風、雨等の吹込みによる損害や雨漏り(漏入)等による損害は補償されません。 ※3 マンション等の共同住宅建物で保険の対象を専有部分のみとする場合、共用部分については補償の対象外となります。 ※4 事故件数の割合は、平成25年～平成29年「家庭総合保険」事故件数の割合です。 ※5 建物・家財ごとに**免責金額**を設定することができます。免責金額については、P12「免責金額の設定について」をご参照ください。

おすすめ!

| フルサポートプラン | セレクト(水災なし)プラン 共同住宅建物専用プラン ^(注1) | セレクト(破損汚損なし)プラン | セレクト(水災、破損汚損なし)プラン 共同住宅建物専用プラン ^(注1) | エコノミープラン |
|-------------------|--|-------------------|---|-------------------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ ^(注2) | ○ ^(注2) | ○ ^(注2) | ○ ^(注2) | ○ ^(注2) |
| ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| ○ ^(注3) | × | ○ ^(注3) | × | × |
| ○ | ○ | × | × | × |

(注1) 「セレクト(水災なし)プラン」、「セレクト(水災、破損汚損なし)プラン」は、マンション等の共同住宅建物専用プランです。
(注2) 風災、雹災、雪災の補償は、「損害の額が20万円以上の場合のみ補償されるタイプ」を選択していただくことも可能です。
(注3) 水災の補償は、共同住宅1棟契約以外の場合に「水災一時金のみをお支払いするタイプ」を選択していただくことも可能です。また、共同住宅1棟契約の場合は、「保険金額に支払限度額割合10%または30%を乗じた額を限度額として損害保険金をお支払いするタイプ」を選択していただくことも可能です。

+ 主な自動セット特約 各プラン共通の費用の補償です。

特別費用保険金特約

建物の損害に対する損害保険金のお支払額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となりご契約が終了する場合には、損害保険金の10%(200万円が限度)を補償します。
※保険の対象に「建物」を含むご契約に自動セットされます。

災害緊急費用特約



選択されたご契約プランで補償される損害の復旧にあたり支出した仮修理や仮住まいの費用などの必要かつ有益な費用を補償します。

地震火災費用特約



地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、建物が半焼以上となった場合などに、臨時に発生する費用を補償します(地震保険とは異なります)。

| | | |
|-------|--------------|--|
| 自動セット | 5%(300万円が限度) | 火災保険金額 ^(注) の5%(300万円が限度)をお支払いします。 |
| オプション | 30%(支払限度額なし) | ご希望により、お支払いする額を火災保険金額 ^(注) の30%(支払限度額なし)または50%(支払限度額なし)に変更することができます。 |
| | 50%(支払限度額なし) | |

オプションで30%・50%に変更できます!

(注) 火災保険金額とは、タフ・すまいの保険 Jプランの保険金額をいいます。

分譲マンションオーナーのお客さま向け

バルコニー等専用使用部分修繕費用特約



選択されたご契約プランで補償される事故によって、記名被保険者³が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドアなど分譲マンションの共用部分に発生した損害について、管理組合理約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を、1回の事故につき最大30万円まで補償します。
※保険の対象が区分所有建物の場合に自動セットされます。



用語のご説明

1 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。タフ・すまいの保険 Jプランでは、保険の対象に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額)の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が発生した場合に補償対象となります。

2 免責金額

支払保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

3 記名被保険者

保険証券の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。

地震保険

地震等による損害に備えて、地震保険のセットをおすすめします。

※地震保険は単独ではご契約できません。「タフ・すまいの保険」プランとセットでご契約する必要があります。

地震保険の補償概要

タフ・すまいの保険「Jプラン」だけでは補償されない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。



地震による火災

地震による損壊

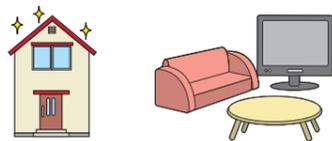
噴火による埋没

津波による流失

⚠ 地震保険を契約いただいていない場合は、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害については保険金をお支払いできません(ただし、「地震火災費用特約」はお支払い対象となる場合があります)。

保険の対象

地震保険の対象は、「**居住用建物**」および「**家財**」です。



保険金額の設定

地震保険の保険金額は、セットでご契約する**タフ・すまいの保険「Jプラン」の保険金額の30%~50%の範囲**で1万円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

保険金のお支払い

損害の程度(全損、大半損、小半損、一部損)に応じて、地震保険の保険金額の一定の割合(100%、60%、30%、5%)をお支払いします。

※右表の損害に至らない場合には、保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定の基準は、P23契約概要のご説明②「保険金をお支払いする場合(補償内容)」をご参照ください。

| 損害の程度 | お支払いする保険金 |
|--------|---|
| 全損のとき | 地震保険金額の 100% (時価額 ^(注) が限度) |
| 大半損のとき | 地震保険金額の 60% (時価額 ^(注) の60%が限度) |
| 小半損のとき | 地震保険金額の 30% (時価額 ^(注) の30%が限度) |
| 一部損のとき | 地震保険金額の 5% (時価額 ^(注) の5%が限度) |

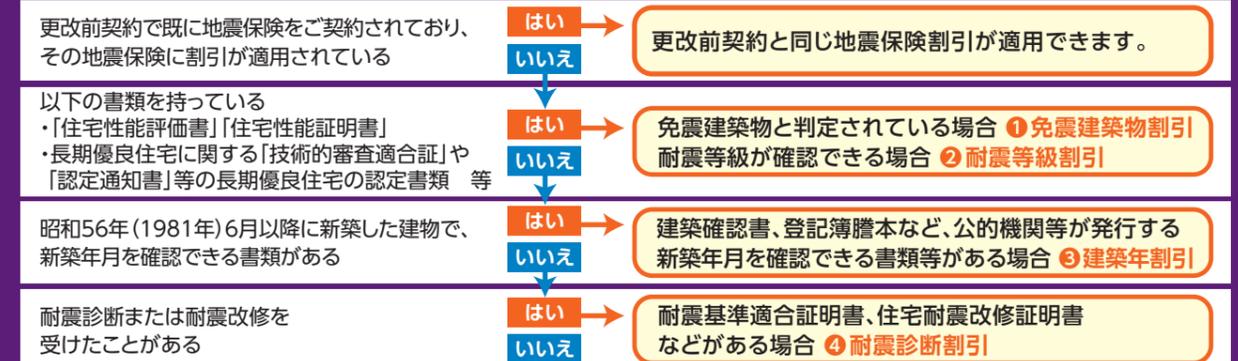
(注)再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

保険料

- 地震保険の保険料④は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。
- 地震保険は、所定の確認資料の提出により、建物の免震・耐震性能等に応じた、右記のいずれかの**割引**を適用できる場合があります。

| ①免震建築物割引 | ②耐震等級割引 | ③建築年割引 | ④耐震診断割引 |
|----------------|--|----------------|----------------|
| 割引率 50% | 耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10% | 割引率 10% | 割引率 10% |

地震保険割引簡易判定フローチャート



※1 上記の4つの割引はそれぞれ重複して適用できません。
※2 割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

地震保険の割引についての詳細は [24ページへ](#)

「地震保険」は保険料控除の対象です

| 概要 | 所得税の取扱い | 個人住民税の取扱い |
|---------|------------|------------|
| 対象契約 | 地震保険 | |
| 所得控除限度額 | 最高5万円 | 最高2万5千円 |
| 控除対象保険料 | 払込地震保険料の全額 | 払込地震保険料の半額 |

- 保険契約者**⑤が個人の場合、払い込んでいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。
- 地震保険の保険期間が1年を超える場合(地震保険長期契約)で、一括で保険料を払い込んでいただいた場合には、払い込んでいただいた保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の控除対象となります。
- 左記は令和元年7月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※ご契約後にお送りする保険証券(ペーパーレス保険証券を選択された場合は、「ID/パスワード」通知ハガキ)に「地震保険料控除証明書」が添付されていますのでご確認ください。

地震火災費用特約について(地震保険セットの場合)

地震保険とセットで地震火災費用特約30%または50%を検討ください。



※火災保険金額とは、タフ・すまいの保険「Jプラン」の保険金額をいいます。

- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって、建物(庭木および屋外設備は含みません)が半壊以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合などに、「地震火災費用保険金」をお支払いします(地震保険をセットしない場合であっても補償されます)。
- 「地震火災費用保険金」は、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害に対しては支払われませんのでご注意ください。
- 地震保険金額を火災保険金額の50%で地震保険をセットした場合、「地震火災費用特約50%」を選択したときは、地震保険とあわせて最大で火災保険金額の100%、「地震火災費用特約30%」を選択したときは最大で80%が補償されます。



用語のご説明

④ 保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込むべき金銭のことをいいます。

⑤ 保険契約者

ご契約の当事者で、保険会社と保険契約を締結する方をいいます。したがって、保険契約者は保険契約の申込みを行い保険料を払い込む方になります。

オプション特約

日常生活を取り巻くリスクへの備えとして、さまざまなオプション特約をご用意 しています。

オプション どなたにもオススメのオプション特約

事故に伴う
出費の備えに



事故時諸費用特約

選択されたご契約プランで損害保険金が支払われる場合に、損害保険金にプラスして損害保険金の20%^(注)(支払限度額300万円)を補償します。事故発生時に臨時に発生する出費等に充てることができます。
(注)支払割合を10%(支払限度額100万円)とすることもできます。

近隣へ延焼した
場合の備えに



類焼損害・失火見舞費用特約

自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に発生した損害を、1回の事故につき最大**1億円**まで補償します。
※1 損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産)の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。
※2 保険の対象の所在地が異なる別々の物件にはこの特約をそれぞれセットする必要があります。

自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に損害が発生したために支出した見舞金等の費用を補償します。
※1 被災世帯あたり30万円を限度に支出した見舞費用を補償します。ただし、1回の事故につき、全被災世帯合計で契約建物(家財)に対して支払われた損害保険金の30%を限度とします。

P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

日常生活における
賠償事故の
備えに



日常生活賠償特約 *示談交渉サービス

日本国内または国外において住宅(別荘等を含みます)の所有・使用・管理または日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人のものを損壊させ法律上の損害賠償責任を負った場合の損害、または、日本国内において電車など^(注)の損壊を伴わない運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を、1回の事故につき最大**3億円**まで補償します。

(注) 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます(ジェットコースターなど遊園地等で使用されるものは除きます)。

P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。



受託物賠償特約 *示談交渉サービス

日本国内において、他人から預かったものやレンタル品などの受託物⁶を損壊、紛失させたこと、または盗難にあったことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償します。

※特約保険金額は「30万円」「100万円」のいずれかから選択します。お支払いする保険金は1回の事故につき特約保険金額が限度になります。

P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

他人から被害を
受けた場合の
備えに



弁護士費用特約

日本国内における偶然な事故によって、ケガをしたり、自宅や家財が損害を受け、損害賠償請求を弁護士等に委任したときの費用等を、1回の事故につき被保険者1名ごとに最大**300万円**まで補償します。

法律相談費用
日本国内における偶然な事故によって、ケガをしたり、自宅や家財が損害を受けた場合の弁護士等への法律相談費用を、1回の事故につき被保険者1名ごとに最大**10万円**まで補償します。

P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

住宅付属機械
設備の事故の
備えに



居住用建物電氣的・機械的的事故特約

建物付属機械設備に、電気により発生した焦損・炭化・絶縁破壊などの物的損害を伴う事故や、機械の稼働により発生した亀裂・折損・変形・剥離などの物的損害を伴う事故が発生した場合に、1回の事故につき建物保険金額を限度に補償します。

※1 建物の免責金額が「なし」または「1万円」の場合は免責金額「3万円」が適用され、その他の場合は建物と同額の免責金額が適用されます。
※2 「自動継続特約(長期用)」がセットされた更改後契約については、築年数が10年超の建物についても引受が可能です。

「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」で保険の対象に建物を含むご契約にセットできます。ただし、築年数が10年超の建物についてはこの特約を新たにセットすることはできません。

オプション 下記のお客さまにオススメのオプション特約

家財をご契約の
お客さま向け



自宅外家財特約

「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」で、保険の対象に家財を含むご契約にセットできます。

選択されたご契約プランで補償される事故によって、日本国内外で携行中の家財や、日本国内の別荘等に収容する家財に発生した損害を補償します。

※特約保険金額は「10万円」「20万円」「30万円」「40万円」「50万円」「100万円」のいずれかから選択します。お支払いする保険金は1回の事故につき特約保険金額が限度となります(免責金額は家財の免責金額と同額となります)。

P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

賃貸住宅オーナーの
お客さま向け



賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

保険の対象となる建物の所有・使用・管理や賃貸・管理業務を原因とする偶然な事故(エレベーターの事故等)により他人を死傷させる等の法律上の損害賠償責任を1回の事故につき特約保険金額を限度に補償します。

※1 特約保険金額は「1,000万円」「3,000万円」「5,000万円」「1億円」「2億円」「3億円」「5億円」「10億円」のいずれかから選択します。

※2 免責金額は「なし」「1万円」「3万円」「5万円」のいずれかから選択します。

P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

マンション居住者包括賠償特約 *示談交渉サービス

居住戸室での漏水などの賠償事故または日常生活における賠償事故による損害、または、日本国内において、電車など^(注)の損壊を伴わない運行不能について法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき特約保険金額を限度に補償します。共同住宅の居住者等を無記名で包括的に補償する特約です。

(注) 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます(ジェットコースターなど遊園地等で使用されるものは除きます)。

※1 事業用戸室については、漏水等の水ぬれ事故における賠償事故による損害のみを補償します。

※2 特約保険金額は「1,000万円」「3,000万円」「5,000万円」「1億円」「3億円」のいずれかから選択します。

※3 免責金額は「なし」「1万円」「3万円」「5万円」のいずれかから選択します。

P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

家賃収入特約

選択されたご契約プランで補償される事故によって、建物が損害を受けた結果発生する家賃の損失をご契約時に定めた期間を限度に補償します。

$$\text{家賃収入特約の保険金額} = \text{家賃月額} \times \text{約定復旧期間の月数}$$

家主費用特約

「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」で、「家賃収入特約」をセットしているご契約にセットできます。

賃貸住宅^(注)内で死亡事故(自殺、犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死)が発生し、死亡事故発見日から90日以内に賃貸住宅が空室となり、30日以上続く空室期間または空室期間の短縮のために家賃を値引きしたことによる値引期間の家賃損失を補償します。

また、修復・清掃・脱臭費用等の原状回復のための費用や遺品整理費用等についても100万円を限度に補償します。

(注) 保険の対象である建物のうち、居住者が賃借する戸室(専用使用部分を含みます)をいい、共用部分は含みません。

*示談交渉サービスがご利用いただけます。ただし、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。なお、「日常生活賠償特約」、「マンション居住者包括賠償特約」においては日本国外で発生した事故も示談交渉サービスの対象外となります。



6 受託物

被保険者が使用または管理する他人の財物で、被保険者が日本国内において日常生活上の必要に応じて他人から受託した財物をいいます。

※通貨・有価証券類、貴金属・骨董、自動車・原動機付自転車・船舶・航空機、銃器・刀剣、動物・植物、公序良俗に反する物など受託物に含まれないものがあります。

ご契約条件について①

まずは保険金額と免責金額の設定についてご確認ください。

建物保険金額の設定について



1 新価(再調達価額^(注))基準の「建物評価額」を算出します。

(注)「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

新築年および新築当時の建築価額がわかる場合

※建物評価額は、土地代および庭木、屋外設備の価額を除いて算出します。

新築当時の建築価額に物価などの価格変動率(建築費倍数)を乗じて算出します。

[算式のイメージ]

$$\text{建物評価額} = \text{新築当時の建築価額} \times \text{建築費倍数}$$

新築年および新築当時の建築価額がわからない場合

1㎡あたりの新築費単価に延床(専有)面積を乗じる方法です。

[算式のイメージ]

$$\text{建物評価額} = 1\text{㎡あたりの新築費単価} \times \text{延床(専有)面積}$$

区分所有マンションの専有戸室を対象とする場合

※算出した標準的な建物評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。

※物価変動に伴い、保険の対象に変更がない場合でも評価額が変わる可能性があります。

2 「建物評価額」の範囲内で、「建物保険金額」を設定します。

建物保険金額は、建物評価額以下であれば、1万円単位で自由に設定することができます。ただし、建物評価額の10%未満では設定することができません(100万円が下限となります)。

建物保険金額は建物評価額と同額で設定されることをおすすめします。これにより、建物が全焼した場合でも、お支払いする損害保険金で建物を再築または再取得することができます。



屋外設備について

建物をご契約の場合、建物敷地内に設置されている屋外設備は庭木との合計で100万円を限度に補償します。屋外設備について100万円を超える補償が必要な場合は、「屋外明記物件特約」をセットしていただく必要があります。

屋外明記物件特約について

選択されたご契約プランで補償される事故によって、屋外明記物件に損害が発生した場合に、1回の事故につき特約保険金額を限度に損害保険金をお支払いする特約です。

- ※1 保険の対象に「建物」を含むご契約にセット可能です。
- ※2 特約保険金額は、再調達価額を基準に設定します。
- ※3 免責金額(支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額)は、保険の対象である建物と同じ免責金額が適用されます。

家財保険金額の設定について



1 新価(再調達価額^(注))基準の「家財評価額」を算出します。

(注)「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

世帯主の年齢と家族構成により、標準的な家財評価額を算出します。

※算出した標準的な評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。

| 世帯主の年齢 | 家族構成 | 2名 | | 3名 | | 4名 | | 5名 | | |
|---------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 夫婦のみ | 夫婦 |
| 27才以下 | 独身世帯 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 28才~32才 | 独身世帯 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 33才~37才 | 300 [男性:260 女性:410] | 550 | 640 | 680 | 730 | 770 | 810 | 820 | 860 | 900 |
| 38才~42才 | | 710 | 800 | 840 | 890 | 930 | 970 | 980 | 1,020 | 1,060 |
| 43才~47才 | | 990 | 1,080 | 1,120 | 1,170 | 1,210 | 1,250 | 1,260 | 1,300 | 1,340 |
| 48才以上 | | 1,220 | 1,310 | 1,350 | 1,400 | 1,440 | 1,480 | 1,490 | 1,530 | 1,570 |
| | | 1,400 | 1,490 | 1,530 | 1,580 | 1,620 | 1,660 | 1,670 | 1,710 | 1,750 |
| | | 1,480 | 1,570 | 1,610 | 1,660 | 1,700 | 1,740 | 1,750 | 1,790 | 1,830 |

[家財簡易評価表(再調達価額用) 令和元年10月1日版(消費税率10%含)]

2 「家財評価額」の範囲内で、「家財保険金額」を設定します^(注)。

(注)1個または1組について30万円を超える貴金属等は除いて設定します。再調達価額を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

家財保険金額は、家財評価額を限度に、50万円以上1万円単位でお客様のご希望に応じて設定いただけます。万一の事故の際は、家財保険金額を限度として、新価(再調達価額)基準の損害の額を補償します。

※複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入される場合よりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

貴金属等について

家財をご契約の場合、貴金属等^(注)は、保険の対象に含まれますが、損害保険金の支払額は、1個または1組について100万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度となります。1個または1組につき100万円を超える補償が必要な場合は、「家財明記物件特約」をセットいただく必要があります。

家財明記物件特約について

選択されたご契約プランで補償される事故によって、貴金属等^(注)に損害が発生した場合に、特約保険金額(盗難および破損、汚損等は1個または1組ごとに100万円が限度)を限度に損害保険金をお支払いする特約です。

- ※1 保険の対象に「家財」を含むご契約にセット可能です。
- ※2 特約保険金額は、再調達価額を基準に設定します(1,000万円を超えるご契約はできません)。
- ※3 免責金額(支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額)は、保険の対象である家財と同じ免責金額が適用されます。

(注)貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。

免責金額の設定について

免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。建物と家財について、それぞれ免責金額を設定してください。

| 補償の対象 | 以下の免責金額より選択してください。 |
|-------|--------------------------------|
| 建物 | なし、1万円、3万円、5万円、10万円 |
| 家財 | なし ^(注) 、1万円、3万円、5万円 |

(注)家財免責金額「なし」を選択したご契約であっても、家財または家財明記物件の破損、汚損等による損害については、1回の事故につき免責金額「3,000円」が適用されます。

- ※1 風災、雹災、雪災の補償を「損害の額が20万円以上の場合のみ補償されるタイプ」とした場合の風災、雹災、雪災の事故、および「水災一時金特約」をセットした場合の水災の事故に対して免責金額は適用されません。
- ※2 保険の対象が建物の場合で、建物が全焼・全壊のときには、免責金額は適用されません。

構造級別の判定について

タフ・すまいの保険 Jプランは、建物の「構造級別」などによって、保険料が変わります。「構造級別」は、建物の構造や用法、法令上の耐火性能で判定します。



※耐火構造建築物は耐火建築物に、特定避難時間倒壊等防止建築物は準耐火建築物に含まれます。

▲法令上の耐火性能(耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物)に基づいて構造級別を判定する場合は、確認書類のコピーをご提出いただく場合があります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注)更改前契約の構造級別が「B構造」または「2級」と判定されていた建物が、更改後契約で「H構造」と判定される場合、保険料のご負担を軽減するための「経過措置」が適用される場合があります。

補償内容の詳細①

「タフ・すまいの保険」プランの普通保険約款・主な特約の補償内容および保

険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

※詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

1 基本補償

(損害保険金や費用保険金)

基本補償(損害保険金や費用保険金)の主な補償内容は下記のとおりです。

1 建物・家財の補償 (損害保険金)

1

2 事故に伴う費用 (費用保険金)

2

| 保険金をお支払いする場合 (消防または避難に必要な処置による損害を含みます) | プラン(注1) (○:対象, ×:対象外) | | | | | お支払いする保険金の計算 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--|-----------------------|--|-------------------------|---|-------------|---|---|
| | フルサポート プラン | セレクト (水災なし) プラン <small>共同住宅建物 専用プラン</small> | セレクト (破損汚損なし) プラン | セレクト (水災、破損汚損なし) プラン <small>共同住宅建物 専用プラン</small> | エコミー プラン | | |
| 1 火災、落雷、破裂・爆発 火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)により、保険の対象が損害を受けた場合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 【全焼・全壊*の場合】 損害保険金=建物保険金額(注6) 【全焼・全壊*以外の場合】 損害保険金=損害の額-免責金額 免責金額は保険証券に記載されています(保険証券に免責金額の記載がない場合は適用されません)。*全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。 $\frac{\text{損害の額}-\text{免責金額}}{\text{損害の額}} \geq 80\%$ ※損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。 保険の対象である保険証券記載の建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積 保険の対象である保険証券記載の建物の延床面積 ●損害の額の算出方法は下記のとおりです。 1. 焼失、流失または損壊 損害の額=修理費(注7)-修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額 2. 盗取 損害の額=再調達価額 損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合、損害保険金の額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。この場合の損害保険金の額は、庭木および屋外設備以外の保険の対象の損害と合わせて、1回の事故につき建物保険金額を損害保険金の限度とします。庭木の損害については、事故により損害が発生した日からその日を含めて7日以内に枯死した場合に損害保険金をお支払いします。ただし、その庭木と保険の対象である建物と同一の事故により損害を受けたときに限りです。 | 左記①～⑥の事故に共通の項目 次に掲げる事由によって発生した損害 ●保険契約者、被保険者、これらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ●保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●保険の対象の欠陥 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵等の吹込み、漏入 ●保険の対象の置き忘れ、紛失(家財の場合) ●戦争、革命、内乱、暴動等 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●核燃料物質等に起因する事故等 左記⑥の事故に固有の項目 ●差押え、取用、没収等の公権力の行使 ●保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失、技術の拙劣による損害 ●外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的・機械的・火災による損害 ●詐欺、横領による損害 ●土地の沈下、隆起、移動、振動等 ●電球、ブラウン管等の管球類に発生した単独損害 ●楽器の弦や打楽器の打皮に発生した単独損害(家財の場合) ●楽器の音色または音質の変化(家財の場合) ●船舶、航空機およびこれらの付属品に発生した損害(家財の場合) ●無人で地上・空中または水上・水中もしくは空中を運行する機械およびラジオコントロール模型ならびにその付属品に発生した損害(家財の場合) ●保険の対象である液体の流出または混合による損害(家財の場合) ●携帯電話、スマートフォン、PHS、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品に発生した損害(家財の場合) ●眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等に発生した損害(家財の場合)等 |
| 2 風災、雹災、雪災(注2) 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪水の漏れもしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます)により、保険の対象が損害を受けた場合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 3 水ぬれ 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれにより、保険の対象が損害を受けた場合。なお、給排水設備自体に発生した損害を除きます。 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | | |
| 4 盗難 強盗、窃盗またはこれらの未遂に伴い、保険の対象に損傷または汚損等の損害が発生した場合 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | | |
| 5 水災(注3) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象である建物に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額)の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水(注4)もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象が損害を受けた場合 | ○ | × | ○ | × | × | | |
| 6 破損、汚損等 不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が発生した場合。ただし、上記①から④までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象が損害を被る事故を除きます。 | ○ | ○ | × | × | × | | |
| 事故時諸費用保険金(注5) (事故時諸費用特約) 選択されたご契約プランで損害保険金がお支払われる場合に、事故発生時に臨時に発生する費用として、損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額(保険証券記載の支払限度額が限度)をお支払いする特約です。なお、「屋外明記物件特約」、「家財明記物件特約」、「居住用建物電气的・機械的的事故特約」をセットしている場合は、これらの損害に対しても事故時諸費用保険金をお支払いします。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 損害保険金×20% 【1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度】 損害保険金×10% 【1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度】 自動セット 保険金額(注9)×5% 【1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度】 オプション 保険金額(注9)×30%または50% 【支払限度額なし】 保険の対象の復旧にあたり、当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用の額 【1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額(注9)に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度】 損害保険金×10% 【1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度】 損害防止費用の額 権利保全行使費用の額 | |
| 地震火災費用保険金(注6) (地震火災費用特約) 地震等(地震、噴火、津波)を原因とする火災によって、保険の対象が損害を受け次のいずれかの条件を満たす場合 ・保険の対象である建物(庭木および屋外設備は含みません)や家財または家財明記物件を取寄する建物が半焼以上となった場合 ・保険の対象である家財または家財明記物件が全焼した場合 ・屋外明記物件の火災による損害の額が、屋外明記物件の再調達価額の50%以上となった場合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 災害緊急費用保険金(注7) (災害緊急費用特約) 選択されたご契約プランで補償される事故によって保険の対象である建物または家財が損害を受けた結果、復旧にあたり当社の承認を得て仮修理費用や仮住まいの賃借費用などを支出した場合。なお、「屋外明記物件特約」、「家財明記物件特約」、「居住用建物電气的・機械的的事故特約」をセットしている場合は、これらの損害に対しても災害緊急費用保険金をお支払いします。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 特別費用保険金(注8) (特別費用保険金特約) 建物の損害に対する損害保険金のお支払額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 損害防止費用 事故が発生した場合に、その損害の発生または拡大の防止のため消火活動に必要なまたは有益な所定の費用を支出した場合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 権利保全行使費用 事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が、当社が代位取得する債権の保全および行使をする際に必要な手続きのための費用を支出した場合(例)債権確認の通知書の取付費用、切手代、郵送料等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

(注1) 保険期間中にプランの変更を希望される場合は、保険契約を解約後、改めてご契約いただく必要がありますのでご了承ください。(注2) 「風災・雹災・雪災」の補償内容は、保険契約の額が20万円以上の場合に補償とすることも可能です。(注3) 「セレクト(水災なし)プラン」、「セレクト(水災、破損汚損なし)プラン」は共同住宅建物およびその収容家財の場合のみ選択することができます。また、「フルサポートプラン」、「セレクト(破損汚損なし)プラン」を選択した場合でも、「水災一時金特約」をセットすることで、水災により発生した損害に対する保険金の計算方法を、1事故につき1敷地内ごとに、100万円を限度に保険金額の5%をお支払いする内容に変更することができます(共同住宅一棟以外の建物およびその収容家財以外を保険の対象とする場合に限り)。なお、共同住宅一棟の建物やその収容家財を保険の対象とする場合には「水災支払限度額特約」をセットすることで保険金額に支払限度額割合(10%または30%)を乗じた額に変更することができます。(注4) 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをい)、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水をいいます。(注5) 支払対象となる事故の範囲を上記①の事故

に限定する「事故時諸費用(火災等限定)特約」を選択することもできます。また、いずれの特約もセットしないことで、事故時諸費用保険金を支払対象外(補償なし)とすることもできます。(注6) 建物保険金額が再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額を著しく上回る場合は、再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額とします。(注7) 同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復旧するために必要な保険の対象の修理または交換費用のうちいずれか低い額(復旧しない場合には、修理または交換を行ったときに要すると認められる費用のうちいずれか低い額)をいいます。修理費には、残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、損害範囲確定の調査費用、点検・調整・試運転費用、仮修理費用、土地を含む代替物の賃借・設置・撤去費用、割増賃金費用を含みません。(注8) 盗取された保険の対象を回収することができたときは、「1. 焼失、流失または損壊」の規定による損害の額とそのために支出した費用の合計額を損害の額とします。ただし、その損害の額は再調達価額を限度とします。(注9) 家財または家財明記物件もしくは屋外明記物件が保険の対象である場合において、家財または家財明記物件もしくは屋外明記物件の保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。

後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合参照

<ご注意>

- 事故時諸費用保険金 ●損害防止費用

建物・家財の損害保険金がお支払いできない場合に該当したときは、お支払いできません。

- 家財に発生した損害に関する費用保険金

家財を保険の対象とした場合に限り費用保険金をお支払いします。

補償内容の詳細②

オプションの特約について、補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。 ※詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

② 主な特約と補償内容 別に定める保険料を払い込んでいただくことによりセットできる特約のうち、主な特約とその概要は下記のとおりです。

| 特約の名称 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有) |
|-----------------------|---|---|
| 屋外明記物件特約 | 選択されたご契約プランで補償される事故によって、屋外明記物件(注1)に損害が発生した場合に、1回の事故につき屋外明記物件保険金額を限度に損害保険金をお支払いします(注2)。 (注1)屋外設備のうち保険金額を定めて保険証券に明記したものをいいます。 (注2)保険の対象である建物と同じ免責金額が適用されます。 | 前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ ただし、「水災一時金特約」をセットした場合、「屋外明記物件特約」については、選択したプランに関わらず水災により発生した損害は補償されません。 |
| 家財明記物件特約 | 選択されたご契約プランで補償される事故によって、家財明記物件(注1)に損害が発生した場合に、1回の事故につき家財明記物件保険金額を限度(盗難および破損、汚損等は1回の事故につき1個または1組ごとに100万円が限度)に損害保険金をお支払いします(注2)。 (注1)貴金属等のうち保険証券に明記したものをいいます。 (注2)保険の対象である家財と同じ免責金額が適用されます。なお、家財の免責金額「なし」を選択した場合であっても破損、汚損等による損害に対しては、1回の事故につき、免責金額「3,000円」が適用されます。 | 前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ |
| 自宅外家財特約 補償重複 | 選択されたご契約プランで補償される事故によって、被保険者が日本国内外で携行中の家財や、日本国内の別荘等に収容する家財に損害が発生した場合、1回の事故につき自宅外家財保険金額を限度に保険金をお支払いします。保険金の支払基準は再調達価額となります。 自宅外家財に含まれない主な物 ①船舶、航空機およびこれらの付属品 ②自動車およびETC車載器といった自動車の付属品等 ③原動機付自転車およびその付属品 ④自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 ⑤無人機・ラジコン(無人で地上・地中または水上・水中もしくは空中を運行する機械およびラジオコントロール模型ならびにその付属品) ⑥パソコン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の携帯型電子事務機器ならびにその付属品 ⑦携帯電話、スマートフォン、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯型通信機器ならびにその付属品 ⑧眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物 ⑨動物および植物等の生物 ⑩通貨、有価証券類、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等 ⑪運転免許証、パスポート ⑫プログラム、データ 等 | 後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象の欠陥 ●保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入 ●保険の対象の置き忘れまたは紛失 等 |
| 類焼損害・失火見舞費用特約 補償重複 | 〈類焼損害保険金〉 建物やその収容家財からの火災または破裂・爆発事故によって、近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産)に類焼した場合に、1回の事故につき1億円を限度に類焼損害保険金をお支払いします。類焼先に他の保険契約等がある場合は、その保険契約等から支払われる保険金で不足する部分に対して類焼損害保険金をお支払いします。 類焼補償対象物に含まれない主な物 ●保険の対象である建物、家財 ●保険の対象である建物に収容される動産 ●保険の対象である家財を収容する建物 ●主契約被保険者または主契約被保険者の同居の親族の所有する建物、動産 ●建築中または取壊し中の建物 ●国、地方公共団体等の所有する建物、動産 ●屋外設備・装置 ●家財をご契約の場合、主契約で家財の保険の対象とならないもの(自動車など) ●貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●商品、原料、材料や見本品、展示品 等 〈失火見舞費用保険金〉 建物やその収容家財からの火災または破裂・爆発事故によって、第三者の所有物が損壊した場合に支出した見舞金等の費用について、1被災世帯あたり30万円限度、かつ1回の事故につき全被災世帯合計で損害保険金の30%を限度に、失火見舞費用保険金をお支払いします。 | 後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 〈類焼損害保険金〉 ●保険契約者、主契約被保険者等の故意によって発生した損害 ●類焼補償対象物の所有者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 ●保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 等 〈失火見舞費用保険金〉 ●保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害 ●保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって発生した損害 等 |

プラスできるオプション特約

| 特約の名称 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有) |
|----------------------------------|---|---|
| 物損害に関する特約 居住用建物電氣的・機械的的事故特約 | 建物付属機械設備について、「電氣的事故・機械的事故」が発生した場合に、1回の事故につき建物保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。 ※1 電氣的事故とは、電気により発生した焦損・炭化・絶縁破壊などの物的損害を伴う事故をいいます。 ※2 機械的事故とは、機械の稼働により発生した亀裂・折損・変形・剥離などの物的損害を伴う事故をいいます。 | 前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しても、損害保険金をお支払いしません。 ただし、「外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故・機械的事故」については適用しません。 ●保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき事故<メーカーや販売店の保証制度の対象となる事故については、その保証制度を優先し、本特約の補償対象外となります(保証制度と重複する場合は保険金のお支払いの対象外となります)> ●不当な修理や改造によって発生した事故 ●乾電池、充電電池、電球、替刃、針等の消耗部品および付属部品の交換 ●コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに発生した損壊、改ざん、消去等 ●電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理 ●業務の用に供されている間に発生した事故 等 |
| プラスできるオプション特約 弁護士費用特約 補償重複 | 選択されたご契約プランで補償される事故によって、記名被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドア等の共用部分に発生した損害について、管理組合の規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度に補償します。 ただし、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき、記名被保険者に修繕の義務が発生した結果負担したものに限りします。 | 前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ |
| 費用に関する特約 弁護士費用特約 補償重複 | 日本国内における偶発的な事故によって被保険者(注1)が、ケガをしたり、住宅(注2)や家財が損害を受けた場合、損害賠償請求を弁護士等(注3)に委任したときの費用(1回の事故につき、被保険者1名ごとに300万円が限度)や弁護士等(注3)への法律相談費用(1回の事故につき、被保険者1名ごとに10万円が限度)を補償します。 (注1)被保険者とは次の①から④に掲げる方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 (注2)住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。 (注3)弁護士等とは、弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 | 後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した被害による損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって発生した事故 ●被保険者が法令に定められた運転資格を持たないまたは酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に発生した事故 ●住宅または生活用動産の差押え、収用等国または公共団体の公権力の行使 ●住宅もしくは生活用動産自体の欠陥や、自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食いもしくは虫食い等 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続にかかわる法律相談 ●売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、委任、寄託、斡旋、仲介、サービス・役務の提供またはその他の契約にかかわる法律相談 ●日照権等の住宅・日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談 等 |

補償内容の詳細③

オプションの特約について、補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。 ※詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

| 特約の名称 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有) |
|----------------------------|---|---|
| 日常生活賠償特約 補償重複 | <p>日本国内または国外において、被保険者(注1)がこの特約の記名被保険者の居住の用に供される住宅(注2)の所有・使用・管理または被保険者の日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、または日本国内において、被保険者(注1)が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、3億円を限度に補償します。</p> <p>(注1) 被保険者とは次の①から⑤に掲げる方をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 ⑤①から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族に限ります)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 <p>(注2) 住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。</p> <p>※示談交渉サービスをご利用いただけます。ただし、日本国外で発生した事故または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。</p> | <p>後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ●レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど他人から預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶・車両(原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます)または銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 等 |
| 賠償等に関する特約 プラスできるオプション特約 | <p>日本国内において、被保険者(注)が他人から預かった財物(受託物)を損壊、紛失させたこと等によって、所有者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき特約保険金額を限度に補償します。</p> <p>(注) 被保険者とは次の①から⑤に掲げる方をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 ⑤①から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族に限ります)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 | <p>後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、受託物賠償保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●受託物に以前から存在していた欠陥 ●受託物の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ●受託物が寄託者または貸主に返還された後に発見された受託物の損壊または盗取に起因する損害賠償責任 ●被保険者以外の方に転貸されている間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取 ●受託物が自転車である場合は、被保険者が保険証券記載の建物が所在する敷地内の外で使用または管理している間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取 ●受託物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任 |
| 受託物賠償特約 補償重複 | <p>受託物賠償保険金のお支払い対象とならない主な物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通貨、有価証券類、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等 ●運転免許証、パスポート ●貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品 ●船舶、航空機、車両(原動機付自転車を含み、原動力が専ら人力であるものを除きます)およびこれらの付属品 ●銃器(空気銃を除きます)、刀剣その他これらに類する物 ●被保険者が山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、航空機操縦その他これらに類する危険な運動を行っている間のその運動等のための用具 ●動物、植物等の生物 ●公序良俗に反する物 ●被保険者が使用または管理する不動産 <p>※示談交渉サービスをご利用いただけます。ただし、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。</p> | |

| 特約の名称 | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有) |
|----------------------------|--|--|
| 賠償等に関する特約 プラスできるオプション特約 | <p>賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約 補償重複</p> <p>日本国内において、賃貸建物の偶然な事故または建物を賃貸する仕事の遂行に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、特約保険金額を限度に補償します。</p> | <p>後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した被害による損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくは溢出に起因する損害賠償責任 ●施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●仕事の完成または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任 ●仕事以外の業務の遂行または日常生活に起因する損害賠償責任 等 |
| その他の特約 | <p>マンション居住者包括賠償特約 補償重複</p> <p>日本国内または国外において、マンションの居住者の日常生活における偶然な事故または事業用室からの偶然な水ぬれ事故等により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、または日本国内において、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、特約保険金額を限度に補償します。</p> <p>※示談交渉サービスをご利用いただけます。ただし、日本国外で発生した事故または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。</p> | 前記「日常生活賠償特約」「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ |
| | <p>家賃収入特約</p> <p>選択されたご契約プランで補償される事故によって、建物が損害を受けた結果発生した家賃の損失に対して、家賃収入保険金を1回の事故につき、保険価額を限度にお支払いします。</p> <p>※賃貸借契約に基づき賃貸される建物を保険の対象とする場合(建物の全貸室数の5割を超える空室が発生している場合を除きます)にセットできます。</p> | 前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ |
| | <p>家主費用特約 ※「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」で、「家賃収入特約」をセットしている場合にセットできます。</p> <p>賃貸借契約に基づき賃貸される建物を保険の対象とする保険契約にセットして、自殺・犯罪死・孤独死が発生した場合の家賃損失に対して、次の家賃収入保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空室による損失:家賃月額×空室期間 ・値引による損失:値引前後の家賃月額の差額×値引期間(いずれも賃貸借契約終了から12か月限度) <p>また、修復・清掃・脱臭費用等の原状回復のための費用や遺品整理費用等を1回の事故につき100万円を限度に補償します。</p> | 前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、賃貸借契約が締結されていない賃貸住宅内で発生した死亡事故によって生じた損害 等 |

【複数のご契約があるお客さまへ】補償重複 マークを付けている特約をセットする場合、被保険者またはそのご家族が契約されている補償内容が同様の保険契約(タフ・すまいの保険 Jプラン契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

③ 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合

- 次の場合には、補償項目・特約を問わず保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金には適用しません)
 - ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染 等

頼れるサービス

“すまいの困った”にスピーディに対応する、頼れる無料サービスをご提供します。

すまいの現場急行サービス

24時間365日受付 水回りのトラブルから玄関ドアのカギ開けまで、すまいのトラブルをサポート!

水回りクイック修理サービス

水回りのトラブルの専門業者を手配し、応急修理を行います。

●トイレがつまって流れない!

トイレのつまりの除去



●台所の排水管がつまって水びたし!

給・排水管のつまりの除去



●洗面台の給水管が故障して水漏れが止まらない!

給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の応急修理



玄関ドアカギ開けサービス

玄関ドアのカギの専門業者を手配し、緊急開錠を行います。

●外出中に玄関ドアのカギをなくしてしまいました!

玄関ドアのカギ開け



上記のトラブルの際、現場での30分以内の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

- ※1 各種部品代・カギ作製代、上記の30分を超える応急修理・作業の場合の作業延長料金などはお客さま負担となります。
- ※2 保険契約者または被保険者(保険の対象の所有者。以下同様とします)ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。
- ※3 玄関ドアのカギ開けサービスの対象は、建物または戸室の出入りに通常使用する玄関ドアのカギの開錠とし、建物内のカギ開けを除きます。また、カギの種類によっては、玄関ドアのカギ開けサービスの提供ができない場合があります。この場合、お客さまのご要望により破錠する場合があります(破錠後に必要となるカギ・シリンダー等の交換費用はお客さま負担となります)。

対象となる建物

被保険者(被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります)が居住する保険証券に記載された居住建物(保険の対象が家財の場合はその家財を収容する居住建物)が対象となります。

- ※1 居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象となりません。
- ※2 居住部分については被保険者が居住していない場合、店舗部分については被保険者が使用していない場合は対象となりません。

対象となる地域

日本国内であれば全国どこでもご利用できます。一部地域(離島等)ではご利用いただけません。

- すまいの現場急行サービスのご利用は、あんしんサポートセンター(0120-985-024)にご連絡をいただき、当社がサービス提供を委託する(株)安心ダイヤルが手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
- (株)安心ダイヤルが手配する業者以外で、お客さまが自ら業者を手配し応急修理を行う場合は、業者を手配される前にあんしんサポートセンターにご連絡ください。この場合にかぎり、10,000円を限度に実費をお支払いします。
- 給・排水管のつまりの除去、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の修理で高圧洗浄等の作業が必要となり、一時的な応急修理で対応できない場合は、サービスの提供ができません。
- トラブルの原因が、給・排水管の凍結、雨どいのつまり、給湯器・温水洗浄便座・洗濯機・床暖房システム等の機器のトラブル、故意、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争などの場合は、サービスの対象となりません。
- 出勤業者のトラブル現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約の居住建物がアパート・マンション等共同住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、共用部分、公的部分(市町村等が所有する水道管・下水管等)および他の賃貸戸室部分等は対象となりません。
- ご契約の居住建物が店舗や事務所等を併設した併用住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、他の賃貸戸室部分およびテナントの専有部分は対象となりません。
- 一部地域や時間帯によってはサービスのご提供ができない場合があります。

すまいの現場急行サービスのご利用は、右記までご連絡ください。

24時間
365日

0120-985-024

*おかけ間違いにご注意ください。



すまいの安心サポート

日常生活のお悩みから暮らしの安心までサポート!

暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談 平日13~17時(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

●暮らしのトラブル(法律)などを相談したい方に

法律のご相談

不動産購入時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

- ※1 一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。
- ※2 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。
- ※3 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。



●暮らしの税務などを相談したい方に

税務のご相談

住宅ローン減税など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

- ※一般的な質問については、専門のスタッフが応える場合があります。



- 緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- すまいの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

*すまいの安心サポートは、当社が委託しているダイヤル・サービス株式会社をご提供します。

すまいの安心サポートのご利用は、右記までご連絡ください。

0120-4132-56

*おかけ間違いにご注意ください。
*音声案内に従ってご利用の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または被保険者のお名前、ご加入の保険商品名その他、証券番号またはサービスガイドに掲載されたサービスご利用番号(4桁)が必要となります。

●上記サービスの対象となるご契約は **タフ・すまいの保険 Jプラン**

※サービスご提供時に被保険者であることを提携会社にて確認することができないご契約については、サービスをご提供できませんのでご注意ください。

●サービスをご利用いただける方は

保険契約者または被保険者となります。保険契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。

21 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「火災保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページからご契約者さま専用ページにログインのうえご確認ください)。

契約概要のご説明①

特にご確認ください重要な事項についてご説明します。 保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えいたしますようお願いいたします。

タフ・すまいの保険 Jプランの概要

1 商品の仕組みおよび引受条件等

① 商品の仕組み

- (1) タフ・すまいの保険 Jプランは、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。
- (2) タフ・すまいの保険 Jプランには、補償範囲の異なる5つのプランがあり、いずれかのプランをご選択のうえ、契約していただきます。それぞれのプランの内容は、P15補償内容の詳細①をご参照ください。

② 保険の対象

タフ・すまいの保険 Jプランの保険の対象は、居住用の「建物」(注1)(作業場物件を除きます)または「家財」です。なお、下表に該当するものは保険の対象に含まれます。

| 保険の対象に含まれるもの | |
|-------------------------------|--|
| 建物の基礎(注4) | ①畳、建具、建物付属設備(注2) ②庭木 ③屋外設備(注3) ④建物 |
| ⑤門、塀、垣(注4) ⑥物置、車庫その他の付属建物(注4) | |
| 家財 | ①記名被保険者の親族の所有する家財で保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容されているもの |
| | ②建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する畳、建具、建物付属設備(注2) |

- (注1) 専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所などを併設した居住用建物)をいいます。
- (注2) 建物に定着している配線・配管、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、暖房・冷房設備、エレベーター、リフトその他の付属設備をいい、浴槽、流し、ガス台・調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着している物を含みます。
- (注3) 物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、敷石その他の建物に定着していない屋外設備・装置および付属構築物をいいます。100万円を超える補償をご希望の場合は、「屋外明記物件特約」をセットすることができ、別途特約保険料を払い込む必要があります。
- (注4) 保険申込書に保険の対象に含めない旨を記載する場合は、保険の対象に含まれません。

▲「家財」を保険の対象とする場合のご注意

家財を保険の対象とする場合、次に掲げるものは保険の対象に含まれません。
①自動車およびその付属品 ②動物および植物等の生物 ③通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等 ④証書(運転免許証、パスポートを含みます)、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状等 ⑤プログラム、データ等

2 保険料の決定の仕組み

保険料は、契約プラン、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造、建築年月等により決まります(注)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、保険の対象に建物を含む場合は、建築後の経過年数により築年数別料率が適用され、建築後10年未満のときは保険料が割安となります。なお、実際に契約される保険料は、保険申込書でご確認ください。(注)店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職業の内容により、保険料が異なる場合があります。

3 保険料の払込方法

保険料の払込方法は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

① 払込方法 保険料の払込方法は長期一括払のみとなります。ただし、自動継続方式とした保険契約の場合で、継続契約の保険期間を1年としたときの払込方法は1年の一時払となります。

② 主なキャッシュレスの払込方法

| 主なキャッシュレスの払込方法 | 概要 |
|---------------------|--|
| 口座振替(注1) | 指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。 |
| クレジットカード払(登録方式)(注2) | 当社の指定するクレジットカード(注3)によって払い込む方法です(注4)。 |
| 払込票払(注5) | 当社所定の払込取扱票(注6)を使用してコンビニエンスストア・ゆうちょ銀行(郵便局)等で払い込む(注7)方法です(注4)。 |

(注1)「初回保険料口座振替特約」がセットされます。また、口座振替申込書を提出していただく必要があります。(注2)「保険料クレジットカード払(登録方式・一括払型)特約」がセットされます。なお、代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。(注3)保険契約者が個人の場合は、保険契約者またはその親族名義のクレジットカードに限り、(注4)保険料の額によっては利用できない場合があります。(注5)「保険料払込取扱票払特約」がセットされます。なお、代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。(注6)払込取扱票は保険証券とは別にお届けします。(注7)当社提携金融機関のATM等から、ペイジー(Pay-easy)を利用して払い込むこともできます。

4 満期返れい金・契約者配当金

タフ・すまいの保険 Jプランおよび地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

契約概要のご説明②

地震保険の内容と、割引制度についてご説明します。

地震保険の概要

1 商品の仕組み

地震保険は単独でご契約できません。タフ・すまいの保険 Jプラン(以下、地震保険の概要において「主契約」といいます)とセットでご契約する必要があります。主契約が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約することができます。主契約に経過措置が適用される場合には、地震保険にも経過措置が適用されます。

2 保険金をお支払いする場合(補償内容)

- 地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に下表の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険金額に一定の割合(100%、60%、30%または5%)を乗じた額をお支払いします。
- 1回の地震等(注1)による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.7兆円(注2)を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。
(注1) 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
(注2) 令和元年7月時点の金額です。なお、本金額は「地震保険に関する法律」施行令および施行規則により定められています。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の総額}}{\text{保険金の総額}} \times 11.7\text{兆円}$$

| 保険の対象 | 損害の程度 | 認定の基準 | お支払いする保険金 |
|-------|-------|--|--------------------------------------|
| 建物 | 全損 | ●主要構造部の損害の額が、建物の時価額(注)の50%以上となった場合 ●焼失または流失した部分の床面積が、建物の延床面積の70%以上となった場合 | 建物の地震保険金額の(時価額(注)が限度) 100% |
| | 大半損 | ●主要構造部の損害の額が、建物の時価額(注)の40%以上50%未満となった場合 ●焼失または流失した部分の床面積が、建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合 | 建物の地震保険金額の(時価額(注)の60%が限度) 60% |
| | 小半損 | ●主要構造部の損害の額が、建物の時価額(注)の20%以上40%未満となった場合 ●焼失または流失した部分の床面積が、建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合 | 建物の地震保険金額の(時価額(注)の30%が限度) 30% |
| | 一部損 | ●主要構造部の損害の額が、建物の時価額(注)の3%以上20%未満となった場合 ●建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合で、その建物が「全損」「大半損」「小半損」「上記の一部損」に至らないとき | 建物の地震保険金額の(時価額(注)の5%が限度) 5% |
| | 家財 | 全損 | 家財の損害の額が、家財の時価額(注)の80%以上となった場合 |
| | 大半損 | 家財の損害の額が、家財の時価額(注)の60%以上80%未満となった場合 | 家財の地震保険金額の(時価額(注)の60%が限度) 60% |
| | 小半損 | 家財の損害の額が、家財の時価額(注)の30%以上60%未満となった場合 | 家財の地震保険金額の(時価額(注)の30%が限度) 30% |
| | 一部損 | 家財の損害の額が、家財の時価額(注)の10%以上30%未満となった場合 | 家財の地震保険金額の(時価額(注)の5%が限度) 5% |

(注) 再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。
※損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。なお、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3 保険金をお支払いできない主な場合等

- 次のものは保険の対象に含まれません。
●店舗や事務所にのみ使用されている建物 ●営業用什器・備品や商品などの動産 ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車 ●貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 等
- 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。
- 建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金のお支払い対象とはなりません。
- 門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害では、保険金のお支払い対象とはなりません。

4 保険期間、保険料の払込方法等

- 主契約の保険期間が5年以下の場合、地震保険の保険期間および払込方法は、主契約と同じになります。
- 主契約の保険期間が5年を超える場合、地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動継続する方式があり、主契約の保険期間とあわせていずれかを選択して、契約していただけます。地震保険自動継続時の保険料払込方法は原則として主契約と同じとなりますが、主契約の払込方法によっては異なる場合があります。

保険期間が自動継続する方式のご注意 ●保険期間の満了日が属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動継続されます。●保険期間の途中で保険料率(保険料)が改定となった場合、改定日以降に自動継続されるご契約から保険料率(保険料)を変更しますのでご了承ください。

5 引受条件(保険金額等)

- 地震保険の保険の対象は、「居住用建物」または「家財」です(注)。
(注) 建物と家財のそれぞれでご契約する必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が発生しても、保険金のお支払い対象とはなりません。
- 地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、主契約の保険金額の30~50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります(注1)(注2)(注3)。
(注1) 既に他の地震保険契約があり、追加でご契約する場合は、限度額から他の地震保険金額の合計を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。
(注2) マンション等の区分所有建物の場合は、それぞれの区分所有者ごとに限度額が適用されます。
(注3) 同一被保険者が所有する複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯数に限度額を乗じた額をもって、建物の限度額とすることができます。
- 地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により異なります。
- 地震保険には割引が適用できる場合があります。詳細はP24をご覧ください。

警戒宣言発令後の地震保険の取扱い 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(居住用建物またはその収容家財)について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください(注)。(注) 物件・被保険者を同一とする、保険金額が同額以下の継続契約のみお引受けが可能です。

地震保険の割引制度

保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物が次のいずれかに該当する場合に、所定の確認資料を提出していただきますと、地震保険料率に割引が適用されます。 ※以下の4つの割引は、重複して適用することはできません。

免震建築物割引

割引率 **50%**

住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準において、免震建築物の基準に適合する建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

- 品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注1)により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類(注2)
- フラット35Sに関する適合証明書(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書)
- ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(注3)および②「設計内容説明書」など免震建築物割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書、満期案内書類、契約内容確認のお知らせまたはこれらの代替となる書類(注4)

耐震等級割引

割引率
耐震等級3 **50%**
耐震等級2 **30%**
耐震等級1 **10%**

住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準に定められた「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

- 品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注1)により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類(注2)(注5)(注6)
- フラット35Sに関する適合証明書(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書)(注5)
- ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(注3)および②「設計内容説明書」など耐震等級を証明できる書類(注6)
- 対象建物に耐震等級割引が適用されていること、およびその耐震等級が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書、満期案内書類、契約内容確認のお知らせまたはこれらの代替となる書類(注4)

建築年割引

割引率 **10%**

昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

- 建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関等が発行する書類*
- 宅地建物取引業者が建物の売買、交換もしくは賃貸の相手方等に対して交付する不動産の売買または住宅の賃貸に関する契約書、重要事項説明書(対象建物の新築年月等が確認できるもの)
- 登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了または建物の引渡しに関する証明書
- 対象建物に建築年割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書、満期案内書類、契約内容確認のお知らせまたはこれらの代替となる書類(注4)
- *公的機関等に対して届け出た書類で公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものを含みます。

耐震診断割引

割引率 **10%**

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)に基づく耐震基準を満たす建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

- 耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書などの耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書
- 建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(注7)に適合している」という文言が記載された書類*
- 対象建物に耐震診断割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書、満期案内書類、契約内容確認のお知らせまたはこれらの代替となる書類(注4)
- *指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体の長のいずれかが記名・押印した書類をいいます。

(注1) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。
(注2) 例えば次の書類が対象となります。
・品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書 ・耐震性能評価書(耐震等級割引の場合のみ) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」 ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」 ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類 等
(注3) 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。
(注4) 保険会社が保険契約者に対して発行する書類で、「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「始期日・満期日」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されているものを含みます。
(注5) 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。
(注6) 「技術的審査適合証」において耐震等級が確認できない場合や「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(注3)のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。
(注7) 平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

事故が起こった場合は

下記にご連絡ください。

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-721-101 (無料)

受付時間 平日 9:00~17:00
(土日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

※受付時間[24時間365日]
※IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

※受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
※携帯電話からも利用できます。IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

環境配慮と社会貢献への取組み

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、当社は協賛会社として参加しています。

タフ・すまいの保険 Jプランなら 20点! + Web約款選択でプラス10点



ペーパーレス保険証券・Web約款をおすすめしています!

下記注意事項もご確認ください

お客様のパソコンやスマートフォンなどから「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。



お客様がペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。



ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

- 「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
- ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
- ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません(一部選択できないご契約があります)。
- ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
- ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意していただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。
- ペーパーレス保険証券を選択されたお客様へ送付されるご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知)ハガキは、保険法(平成20年法律第56号)第6条に定める書面ではありません。勤務先から提出を求められる等、保険証券が書面で必要になった場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。
- ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

防災に関する情報提供Webコンテンツのご案内



ツツフィー&ハッピーと一緒に
防災について学ぼう!

災害が起きたときに落ち着いて行動するためには、普段から**防災**に対する正しい知識を持つことが大切です。こちらの**防災**に関するお役立ち情報を提供するWebコンテンツでは災害別に、「**災害が起こると**」「**備えておこう**」「**いざというときには**」という3つのステップで、わかりやすく紹介しています。家庭や地域でできる**備えのコツ**と、いざというときに**身を守るための方法**について学びましょう。



アクセスはこちらから!



安心の事故対応サービス もしものときのお手続きの流れ



万一、事故が起こった場合のお手続きについて

- 事故が起こった場合には、遅滞なく代理店・扱者または「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」までご連絡ください。ご連絡がないとそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- 賠償責任・弁護士費用等・法律相談費用を補償する特約をセットされる場合、賠償事故・被害事故にかかわる損害賠償請求権の委任・示談交渉・弁護士等への法律相談等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。



事故発生から保険金のお受取りまで



「保険金使える」という住宅修理サービスでのトラブルにご注意ください。

「保険金使える、自己負担はない」と強調して修理サービスの契約を勧誘する住宅修理業者とのトラブルが増加しています。こうした勧誘は、代理店・扱者または当社とは関係ない第三者により行われているものです。このような勧誘を行う業者がきてもすぐに修理サービスの契約をせずに、代理店・扱者または当社までご相談ください。